

第 8 回知的財産保護官民合同訪中代表团（実務レベル） 結果報告

国際知的財産保護フォーラム
第 1 プロジェクト

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF・事務局ジェトロ）は、11月28日（火）から12月1日（水）の間、第8回知的財産保護官民合同訪中代表团（実務レベル）を北京に派遣した。

中国政府機関 6 機関（最高人民法院、国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局、海関総署、農業部、国家林業局）と、IIPPF が提出する建議事項につき、深堀の意見交換をおこない、行政罰の強化、模倣業者の再犯行為や巧妙化する手口への対策強化、商標の不正出願、輸出入業者の管理・監督強化等について要請をおこなった。

また10月より国务院指導の下、スタートした模倣品対策特別行動の各機関取組状況についても情報収集をおこなった。

1. 代表团メンバー

- （1）メンバー：産業界及び日本政府（経済産業省、特許庁、財務省、内閣官房知的財産戦略推進事務局、農林水産省）の総勢約 40 名
- （2）事務局：日本貿易振興機構

2. 主な協議結果

（1）最高人民法院

- ・ 商標法 18 条の「その他の商標関連事項」には、商標権侵害の申し立ては含まれていないとの回答を得た。
- ・ 製品品質法における製造設備の押収・没収については、司法プロセスにおいてこの問題が生じたことはなく、この問題については最高人民法院も注目していきたいとのこと。ただ文言の違いによる意味の違いは、立法機関が明確にするとの指摘があった。

（2）国家工商行政管理総局

- ・ 行政罰の強化については、当局としても積極的に取組んでおり、特に 2008 年に、侵害者が 2 年以内に同一・類似の行政罰・刑事罰に処されている場合、当局の自由裁量権に基づき重罰を課す旨の指導意見を発している。
- ・ 製造設備の没収の強化については、工商総局のほかに質量総局も関連すること、製造者の関与の度合いも事例によって異なることから慎重な検討が必要。
- ・ 再犯行為に対する対策の強化は、2008 年に指導意見を発しており、対応済み。再犯に関する検討会については、真摯に対応したいとのコメントを得た。

（3）国家質量監督検験検疫総局

- ・ 巧妙化する偽造品業者の手口は、偽装行為、分業化、小口・分散化があげられる。違法表示部分にテープを貼った偽装行為は、初めて聞いた。有効な対策を日々考えているが、日本の企業、行政庁からの情報提供を歓迎するとのこと。
- ・ 製造設備の積極的な差し押さえ・押収については、地方局にも専門的に用いられた設備を徹底的に押収するよう強く働きかけているとのこと。
- ・ 現行の製品品質法では、専門的に、あるいは直接的に用いた設備と規定されており、汎

用設備が明らかに偽造品を製造したと認定することは困難。

(4) 海関総署

- ・ 輸出入業者の管理・監督強化について、対外貿易登録は、商務部（輸出入経営権利の付与）、工商局（証明書の発行）、海関（登録）という3つの組織にまたがる事項であり、海関のみでは対応困難。
- ・ 保管費用の侵害者負担については、高いハードルがある。国务院の条例事項であり、改正はされていない。また、裁判所と異なり、商業費用を負担するよう行政機関から命令は出せない。海関が裁判所に提訴して強制実施を求めるのは、その対応に追われ本来業務が減るため現実的でない。
- ・ 再通関リストについては、権利者が権利確認を放棄する事案があり、その数が多いため、各海関から要望のあった事項。各海関で強力に取り締まっているからこそその問題。

(5) 知財保護特別行動

<国家工商行政管理総局>

- ・ 国家工商行政管理総局としては市場流通分野を中心に、①地理的表示を含む著名な商標の保護、②不正な出願（悪意のある出願、悪質な代理人による出願など）、③印刷業者など不正な商標表示に関わる者への取締まりの3点を重点的に展開している。
- ・ 国家工商行政管理総局の実施体制として、内部に指導部局を設置（各局幹部で構成され付副総局長がトップ、商標局長が主任）。先日、初めての会合を開催し、同行動を着実に実行するための実施プランを策定し、地方局に発出することを決定した（現在準備中）。
- ・ 同局HP上にも実施プランを含む進捗の状況を掲載済みである¹。また、12月の下旬ないし中旬に、国家工商行政管理総局は特別行動の進捗についての記者会見を予定している。

<国家質量監督検験検疫総局>

- ・ 特別行動の実施プランは、「知財権侵害」と「模倣品の製造・販売」を重点的に取り締まる。携帯電話、自動車部品、大規模な輸出部品の3つの分野であり、大規模な輸出部品では、中国発の衣類、おもちゃ、電化製品、バックなど知名度の高い、または品質の高い模倣品の取り締まり強化を図る。
- ・ また、大規模重要案件の取締りは、ケースバイケースであるが、相対的な基準として、被害額が数十万元以上、ある地域に模倣品の製造・販売拠点が集中しているなどがあげられる。

<海関総署>

- ・ 特別行動計画の実施として、2010年10月～2011年3月の間、人員増強のほか、消費者の安全の観点から選んだ重点品目（薬、食品、携帯、自動車部品）を対象に取締りを強化予定。品目の指定は本来困難だが、国务院の指示により重点化した。
- ・ そのほか大量の事犯、重要な品目又は再犯者に対する重罰化、公安との連携強化を進め、摘発した職員への奨励として、麻薬だけでなく、知財分野にも奨励基準を設けることを検討中。
- ・ 地方海関へのホットラインをつくり、情報提供者への奨励金を検討中。各海関の長を集め、特別行動計画の徹底のための会議を開催し、総署長が談話を発表した。

¹ <http://www.saic.gov.cn/ywtdt/ztbd/zscq/>